平成２６年（フ）第６２２０号
神奈川県相模原市南区鵜野森２丁目17―４―102
破産者　須田　嘉宏
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２９４号
東京都八王子市松木２―３―203、住民票上の住所東京都港区東麻布３丁目４―４―505
破産者　井上　和義
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２９７号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20―25―505、開始決定時の住所千葉県印西市滝野２丁目８―20
破産者　北村　政彦
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３３４号
東京都練馬区桜台１丁目５番２号
破産者　株式会社コムレット
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３４０号
東京都東久留米市中央町２丁目11―13　吉田コーポ205、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市ひばりが丘１丁目12番３号ニューホワイトマンションＦ号
破産者　株式会社ＭＳトレーディング
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３４１号
東京都東久留米市中央町２丁目11―13―205
破産者　佐藤　実良
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３８９号
神奈川県三浦市初声町入江274―２　県営初声シーサイドタウン４―201
破産者　磯野木綿子（旧姓大井川）
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７２号
東京都江東区大島１丁目１番37号
破産者　株式会社フラグ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４７３号
東京都江東区大島１丁目１―37―107
破産者　鈴木　雄二
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４８５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保33―12
破産者　北地　　圭
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５７１号
千葉県山武市井之内2963―７
破産者　角田トモ子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６２０号
東京都渋谷区本町３丁目37―４―302
破産者　川島　康代
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６２３号
東京都江戸川区松島２丁目19―21―103
破産者　関　　武
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９７号
千葉県船橋市大穴北２丁目46―17
破産者　熊谷　篤義
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２４号
東京都大田区蒲田１―12―34―508、住民票上の住所青森県青森市桂木１丁目12―45―202
破産者　高谷　直子
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８６８号
東京都世田谷区野沢３丁目16―２―504
破産者　相澤　　仁
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９２３号
東京都板橋区舟渡２丁目４―８　原田荘２Ｆ
破産者　高橋　正幸
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９４７号
東京都大田区大森南４丁目７―12―203、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区台町11―３―101
破産者　羽田　高志
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９８号
東京都品川区南大井４丁目18―19
破産者　東京ジンノ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６９９９号
東京都品川区南大井５丁目14―13―204
破産者　矢崎　武夫
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１０４号
東京都大田区中央７丁目16―１　グランドール山崎２Ｆ
破産者　山本　崇志
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部